

※特に記載のないとき、相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
行政相談委員による行政相談	2月2日(月) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
行政書士無料相談会 経営開業相談	2月13日(金) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	株式会社、NPO法人、社会福祉法人などの設立、店などの開業についての相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
若年者就労相談	2月13日(金)・同27日(金) 13:00~15:30	ひこね燦ばれす ☎26-7272 FAX26-7377	キャリアコンサルタントによる就職相談。適性検査・面接指導をはじめ、職種や職業紹介まで個別指導します。自信を回復して就職に取り組み、自立した生活を目指します。
日曜納税相談	2月15日(日) 10:00~16:00	納税課 ☎22-9379	毎月1回、日曜日に納税相談窓口を設けて、納税についての相談を受け付けます。
巡回行政相談	2月16日(月) 13:00~15:00	高宮出張所	国・県・市などに対する苦情や意見・要望に関する相談 ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
こころの健康相談	2月17日(火) 15:00~16:30	彦根保健所 ☎22-1770 FAX26-7540	心の健康に不安を持つ本人や家族から、困っていることや生活のようすなどを聞き、必要に応じて医学的指導、医療機関や施設の紹介などをします。(予約制)
うつ病相談	2月19日(木) 13:30~16:30		うつ病はすべての人に起こりうる身近な問題です。心に不安を持つ本人および家族の相談に応じ、医療・保健・福祉の側面から個別に援助を行います。(予約制)
アルコール相談	2月26日(木) 14:00~17:00		アルコール依存症などの問題について、本人や家族の相談に精神科医師、保健師が応じます。(予約制)
人権相談	2月18日(水) 13:00~15:00	相談室 (市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 ☎人権政策課 ☎30-6115、FAX22-1398
障害者相談	2月18日(水) 13:30~15:30	障害者福祉センター	滋賀県身体障害者・知的障害者相談員による、障害のある人の自立や社会参加などに関する相談 ☎障害福祉課 ☎27-9981 FAX26-1767
登記表示登記相談	2月20日(金) 13:00~16:00	相談室 (市役所1階)	相続・売買登記、土地の分筆・合筆、建物登記などの相談 電話による予約制(受付は、2月10日(火)8:30から先着6人) ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398
税理士記念日 税理士による特別無料税務相談	2月23日(月) 10:00~16:00	ビバシティ彦根1階 センターモール (竹ヶ鼻町)	内容：税金全般に関する相談。事前申込不要。気軽にお立ち寄りください。 近畿税理士会彦根支部 ☎25-2983、FAX25-3025
滋賀弁護士会 法律相談	2月27日(金) 13:00~16:00	相談室 (市役所1階)	電話による予約制(受付は、2月18日(水)8:30から先着6人) 相談料：1回(30分)5,250円(相談日にお支払いください) ☎まちづくり推進室 ☎30-6117、FAX22-1398(市内在住者に限定)
男女共同参画ウィズ相談室 総合相談	毎週水・木・金曜日 13:00~16:00	男女共同参画センター「ウィズ」 (福祉保健センター前) 相談専用ダイヤル ☎21-5757	女性、男性を問わず、心の悩み、夫婦・家族関係、職場の人間関係(セクハラなど)、子どもに関する事など、さまざまな相談に応じます。
男女共同参画ウィズ相談室 専門相談	法律相談 毎月第3月曜日午後 こころの悩み相談 毎月第4月曜日午後		専門相談は、総合相談を受けたあとで、必要な人のみ予約できます。 「法律相談」では弁護士が、「こころの悩み相談」では、臨床心理士が相談に応じます。
子どもと親の悩みの相談電話	毎週月・火曜日(祝日は除く) 14:00~17:00	国教育研究所 ☎23-7867	悩みを抱える子どもからの相談、子育てで悩んでいる保護者や家族からの相談に応じます。(電話相談)
よろず相談	毎週水・金曜日(祝日は除く) 13:00~16:00	福祉保健センター 別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会 ☎22-2821 FAX22-2841

# こんな相談ありました!!

## 架空請求に注意ください

消費生活相談窓口 ☎22-1411 番内線173番



**相談事例1**  
特定非営利活動法人消費支援センターから「生活保全確認通知書」というハガキが届いた。「料金未払いのため簡易裁判所に提訴、至急電話せよ」となっており、消費支援センターに電話した。すると平成16年にある健康食品販売店で買った健康食品代金45万円が未払いという。覚えがないと言ったが支払方法の相談先として、総合事務所の弁護士を紹介された。

教えられた健康食品販売店と総合事務所に何度電話しても話中のため、電話会社の番号案内に確認したら両方とも登録がなかったため、振り込み詐欺の疑いが芽生えた。消費支援センターに個人情報を教えてしまった。どうしたら良いか。

(70歳代 男性)

**相談事例2**  
債権回収業者から携帯電話に、覚えのない請求メールが届いた。「有料情報サイト」「特典付きメルマガ」「懸賞付きサイト」などに登録し、無料キャンペーン中に登録し、退会手続きをしていないため料金が発生、長期延滞になっている。放置すると『利用規約』電子消費者契約法にのっとり、サイト運営業者から民事訴訟を起こされる可能性がある。訴訟差し止めなど和解手続きをするので、料金清算退会処理希望者は至急電話せよ」との内容。どうしたら良いか。

(40歳代 女性)

事例1はハガキ、事例2はメールと手段は違うものの、両相談者とも覚えのない請求なので、架空請求と考えられます。

架空請求は平成16年をピークに、その後は年々減少しています。しかし最近では郵便だけでなく、携帯電話やパソコンへのメールという手口も増えています。文面も過激で脅迫的になり、事例1のように差出人を公的機関やそれに準ずる機関と見せかけ、信憑性を持たせる工夫もされています。

このような架空請求の第一の目的は、受取人に電話をかけさせることです。電話をかけると架空請求業者は、未払い料金や裁判取り下げ費用などの名目でお金を払わせようとしてます。そして一度払うとターゲットにされ、次々に新たな口実を設けお金を払われる可能性があります。

また、会話の中から新たな個人情報報を収集され利用されることも考えられます。ですから、このような場合に電話をかけることは厳禁です。

事例1では実害がなく幸運でしたが、教えてしまった個人情報はどうしようもなく、様子を見ることになりました。事例2では携帯電話に迷惑メール対策をすることになりました。覚えのない請求を受けたら、決して電話などせず放置してください。もしも判断に迷う場合は、電話をかける前に消費生活相談窓口へご相談ください。

## 定額給付金はまだ始まっていません! 詐欺に注意してください

定額給付金の給付をよそおった振り込み詐欺や「個人情報の詐欺」にご注意ください。定額給付金については、市民の皆さんへの連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報します。

定額給付金に関して、次のことを注意してください。

市役所や総務省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作を願うことは、絶対にありません。

ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは、絶対にありません。

市役所や総務省などが、定額給付金の給付のために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

現時点で、市役所や総務省などが市民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

自宅や職場などに市役所や総務省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、迷わず、最寄りの警察署、または警察相談窓口(9110)や困生活環境課消費生活相談窓口にご連絡ください。

定額給付金についての質問・お問い合わせ ☎総務課(定額給付金担当) ☎30-6135番、FAX22-1398番

## 4月から教員免許更新制が始まります

4月から教員免許更新制が実施されます。平成21年3月31日までに教員免許状を取得した現職教員は、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会に必要な手続を行うことが必要となります。

教員免許状をお持ちであつても現職教員でない人は、免許状更新講習を受講することはできません。しかし、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了しなくても、お持ちの免許状が失効することはありません。

なお、臨時または非常勤の講師として学校に勤務することを希望する人は、修了確認期限が過ぎている場合、勤務前に免許状更新講習を受講・修了することが必要です。園教育委員会に登録すると、修了確認期限または期限後に免許状更新講習を受講することができるようになります。

なお、登録は更新講習受講資格の付与に必要なものであり、直ちに採用が決定されるものではありません。

教員免許更新制の詳しいことは文部科学省ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 園教育委員会教職員課 ☎077-528-4531番